

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 54 年秋ごろ、友人に国民年金の加入を勧められ、A 市役所へ国民年金の加入手続に行った際、同市の職員から「今だったら、さかのぼって保険料を納めることができますよ。」と言われ、未納分を一括して納付した記憶がある。しかし、記録では申立期間が未納になっており、納得できないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した状況、経緯等を詳細に記憶している上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 9 月 20 日に払い出されていることが確認でき、54 年秋ごろ、A 市役所で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と符合する。

また、この時期は第 3 回特例納付が実施されていた時期であり、申立期間は強制加入の被保険者であったことから、市役所職員から、「今だったら、さかのぼって保険料を納めることができますよ。」と説明を受けたことにより、過去の未納分（昭和 50 年 9 月から 53 年 3 月までは特例納付、同年 4 月から 54 年 3 月までは過年度納付）についてすべて一括納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和 54 年 4 月から現在まで未納はなく、夫も 60 歳まで完納していることから、申立人の国民年金の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

私が当時勤務していた会社は、厚生年金の適用事業所ではなかったため、会社から、必ず国民年金に加入するように言われていた。このため、私が 20 歳のころに母親が国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、母親が納付書で納付したはずなのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の母及び申立人の父は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金に加入して以降、60 歳になるまで保険料をすべて納付しているなど、申立人の両親の年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 6 月 17 日に払い出されており、この時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能な期間であるところ、A 市においては、過年度保険料の納付書を窓口に常時備え付け、容易に過年度納付できるよう便宜を図っていたとしている上、B 社会保険事務局（当時）においては、国民年金の加入手続の際に、強制加入の被保険者が被保険者資格をさかのぼって取得することにより、保険料の未納期間が生じた場合、このうち過年度納付が可能な期間については、後日、納付書を自宅に送付していたとしており、前述のとおり、申立人の保険料を納付したとする申立人の母の年金に対する意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を過年度納付していたとみても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したとしているところ、A市では、当時、印紙検認方式であり、当該納付書は、申立期間に係る過年度納付書であると考えられる上、申立人が主張する納付書の形状は過年度保険料の納付書の形状とおおむね一致していることから、申立人の申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月20日から43年9月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

私は、昭和39年9月にA社に入社し、44年2月ごろに退職するまで継続して勤務していた。厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の事業主及び申立期間当時の経理担当者は、「昭和43年9月1日の厚生年金保険の新規適用日前も、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言しているところ、勤務形態の同質性が高い同僚から提出された「昭和43年分の源泉徴収票」及び「昭和44年度市民税府民税特別徴収税額の納税者への通知書」において、12か月分の社会保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間のうち、昭和43年1月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年9月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、A社は昭和43年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、A社は35年4月8日に設立されたことが確認できる上、複数の同僚の供述により、A社は当該期間において5人以上の従業員を雇用していたことが認められることから、当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において、A社が適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和39年9月20日から43年1月1日までについては、申立人に係る雇用保険の資格取得日が41年1月21日となっており、A社の事業主は当時の資料を廃棄したとしていることから、同日よりも前の期間については、申立人の勤務実態等を確認することができない。

また、同僚から提出された「昭和41年分、42年分の源泉徴収票」及び「昭和42年度、43年度市民税府民税特別徴収税額の納税者への通知書」において、記載されている社会保険料控除額は著しく低額であり、当該金額がいずれの社会保険料であるかを確認するまでには至らなかった。

さらに、事業主及び経理担当者は、「A社が政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となる前は、国民健康保険に加入していた。」旨の証言をしていることから、当該社会保険料控除額は国民健康保険料であった可能性を否定できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）の資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和34年6月にC社（現在は、B社）に就職し、41年1月21日付けでA社に出向した。44年9月1日付けで出向が解除となり、C社財務部長付D駐在の辞令により、D営業所に異動となったが、1日の切れ目もなく勤務しているので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された人事記録簿により、申立人はC社に継続して勤務し（昭和44年9月1日にA社からC社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、会社の記入間違い若しくは社会保険事務所（当時）の入力ミスかは分らないと主張しているが、事業主が資格喪失日を昭和44年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社B支店から昭和37年9月1日付けで同社C支店に転勤となったが、厚生年金保険の期間が1か月欠落している。継続して勤務していたことは間違いないので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出のあった在職証明書及び同社の供述により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社が保管する職員履歴台帳によると、申立人は昭和37年8月8日に同社C支店に異動した旨の記載が確認できるが、このことについて、同社は、通常、転勤の発令日は1日か16日であり、申立人についても同年8月31日まで同社B支店に勤務していたとしていることから、同社B支店における資格喪失日を同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年7月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の厚生年金保険料の給与控除に関する資料を保管していないことから、保険料を納付したか否かについては不明としてい

るが、事業主が昭和 37 年 9 月 1 日を資格喪失日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 12 日から 49 年 3 月 26 日まで
② 昭和 49 年 5 月 2 日から 52 年 10 月 26 日まで
③ 昭和 53 年 4 月 3 日から同年 11 月 21 日まで
④ 昭和 54 年 1 月 23 日から 55 年 12 月 1 日まで
⑤ 昭和 55 年 12 月 1 日から 56 年 11 月 30 日まで
⑥ 昭和 56 年 12 月 10 日から 57 年 6 月 29 日まで

高校を卒業してA社に入社した。その時の給与は本給と諸手当が含まれていたが標準報酬月額には本給の記録しかなく、退職時においても大きく差がある。また、申立期間に係る他の事業所においても実際に支給されていた給与の額より低い額となっている。納得がいかないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に係る社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額の記録が2万円となっているが、実際の給与は3万2,000円であり、退職時には20万円ぐらいあったと主張している。

しかし、申立人と同じ職種の同僚4人の資格取得時における標準報酬月額は申立人と同じ2万円となっている。

また、複数の同僚が、「当時、支給されていた給与額と比べ、自分の社会保険事務所の報酬の記録に間違いがあるとは思わない。」、「初任給は手当を含み2万円ぐらいだった。」、「入社後6年ぐらいでは申立人が主張する20万円の給与が支給されるはずがない。」旨を供述している。

さらに、A社はすでに厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②から⑤までについて、B社、C社及びD社並びにE社において、それぞれ申立人と同じ職種の同僚から「当時、支給されていた給与額と比べ、自分の社会保険事務所の報酬の記録に間違いがあるとは思わない。」旨の供述を得た。

また、B社、C社及びD社並びにE社はすでに厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

申立期間⑥について、F社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失時の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の標準報酬月額と一致しており、また、同資格喪失確認通知書に記載されている同僚の標準報酬月額を見ても、同名簿の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間①から⑥までのそれぞれの事業所において、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間①から⑥までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑥までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 1 日から 36 年 6 月 7 日まで

私は、A社（現在は、B社）において社会保険事務を担当していたので、厚生年金保険の制度をよく知っていた。当時お金は必要で無く、将来年金として受け取るために脱退手当金は受給しなかった。脱退手当金の支給記録を取り消してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金の支給記録の確認できる同僚が、「事務をしていた年長の男性が、女性は結婚したら年金から脱退するものだと話しており、私の脱退手当金はその事務担当者が請求してくれた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、当該同僚と同様に結婚を理由とした退職であることから、代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月後の昭和 36 年 12 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は脱退手当金を受給しなかった理由として、老後に年金を受給するためと主張しているものの、国民年金への加入は資格喪失日から6年後であり、退職当時、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
② 昭和 52 年 4 月 1 日から 54 年 10 月 31 日まで

昭和 40 年 1 月ごろから同年 5 月ごろまで A 店内の B 社にアルバイトとして勤務した。職場には男性しかいなかったことと、伝票を書く仕事をしていたことを覚えている。同僚の氏名などの記憶は無いが、勤務していたことは間違いない。

また、昭和 52 年に、C 社から「OB ガイドとして勤めてほしい。」と誘われ、アルバイトの OB ガイドとして再入社した。私は残業も多く給料も多かった。同時期に OB ガイドとして勤務していた同僚もいる。また、社会保険事務所（当時）で、当時は夫の扶養家族ではなかったと聞いている。

調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は勤務先の状況や業務内容を具体的に記憶していることから、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社の後継の事業所である D 社の事業主は、「申立人に係る人事記録は確認できない。申立期間当時は正社員及び準社員以外の者は厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

また、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は勤務していた期間の記憶が曖昧であり、同僚の記憶も無く、勤務実態等を確認することができない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に確認したところ、「パート及びアルバイト雇用者の書類は廃棄しており申立期間にかかる在籍は確認できない。従業員との雇用契約の内容により厚生年金保険法に従って厚生年金保険加入の適否を判断していた。」としている。

また、申立人が氏名を挙げた複数の同僚は、「OBガイドは登録制のアルバイトであり、各自の都合に合わせて勤務していた。健康保険の被扶養者及び税法上の被扶養配偶者になれる収入金額を考慮しながら勤務していた。」と述べており、申立人が同僚として氏名を挙げた者の中に、申立期間における厚生年金保険の加入記録の確認できた者はいない。

さらに、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶は無く、ほかに、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月ごろから 39 年 3 月 1 日まで
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年ごろまで
③ 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 3 月 16 日まで

私は、A社で昭和 38 年 12 月ごろから 40 年ごろまで同じ条件で継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が 39 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの 2 か月の期間しか無く、その前後の期間が認められないのは不自然で納得できない。また、B社についても、44 年 8 月 18 日から 46 年 9 月 22 日まで同じ条件で継続して勤務していたにもかかわらず、46 年 1 月 1 日から同年 3 月 16 日の 2 か月の厚生年金保険の加入記録が無いのは同じく不自然で納得できない。以上のことについて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶しているものがおらず、申立人の当該期間の勤務状況を確認することができない。

申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 39 年 2 月 3 日に厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる同僚は、「実際に勤務を始めた日より 6 か月ぐらい遅れて厚生年金保険に加入している。」としていることから、当時、A社は、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は昭和 40 年ごろまでA社（C県D市）に勤務していたと主張している一方で、東京オリンピック開催（昭和 39 年 10 月）の少し前には、すでにEに来ていたとも主張しており、その主張には、不自然な点も認められる。

申立期間③について、申立人は、B社に勤務していたと主張しているものの、申立人が当該期間に、同社に継続して勤務していたことをうかがわせる同僚の証言等は得られない。

また、申立期間は申立人が婚姻した時期（申立人によれば婚姻日は昭和46年1月、戸籍の婚姻日は同年3月*日）であり、申立人のB社における1度目の厚生年金保険の被保険者資格喪失日（同年1月1日）までは健康保険厚生年金保険被保険者名簿における記載は旧姓となっており、資格を再取得した同年3月16日からは婚姻後の姓に変更されている。通常、婚姻による改姓の場合は、氏名変更の手続を取ることで、婚姻前の厚生年金保険手帳記号番号及び健康保険整理番号が引き継がれることとなるが、申立人については、厚生年金保険手帳記号番号及び健康保険整理番号が新しい番号に変わっていることが確認できる。

さらに、B社における1度目の資格喪失日が記載された健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険証の返却を意味する「証返」の押印が確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 15 日から同年 9 月 15 日まで
私は、昭和 36 年 4 月に A 県 B 区にある C 社に入社した。父が病気のため死亡する 37 年 10 月ごろまで同社に勤務していたことを覚えている。同年 2 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることに納得がいかないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が死亡した昭和 37 年 10 月ごろまで C 社に勤務していたと主張しているが、改製原戸籍により、申立人の父は同年 * 月 * 日に死亡していることが確認でき、同年 2 月 15 日の C 社での厚生年金保険の資格喪失日は、「父が死亡するまで勤務していた。」とする申立人の主張と符合する。

また、A 健康保険組合（現：A 産業健康保険組合）が保管する事業所別被保険者名簿にも、申立人が申立事業所において昭和 37 年 2 月 15 日に健康保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、同名簿の申立人欄には、申立人が C 社の退職に伴い、同年 2 月 22 日に健康保険被保険者証が A 健康保険組合に返納された旨の表示が確認できるなど、申立人の記録に不自然さは見当たらない。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間に在籍が確認できる複数の同僚からは、申立人が申立期間に同社に勤務していた旨の証言は得られなかった。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。